

第3章

英国の間接統治におけるベンバ王国のチーフと土地、焼畑耕作—ザンビア北部における現代の土地争議の理解にむけて—

大山 修一

要約

本稿では、ザンビア北部の主要民族ベンバがイギリス人と接触をもった1867年から、1936年のイギリス植民地政府による王領地と原住民居留地の設立にいたる、北ローデシア北部におけるイギリス植民地統治の変遷とベンバ王国の動きを検討した。ベンバ王国は周辺民族から奴隷狩りや農産物の略奪をおこない、アラブ商人に売却し、銃や布、ビーズなどを入手していた。ベンバ王国はパラマウント・チーフを頂点とする集権的な社会体制をもっていたが、各チーフの連合体であった。各チーフはみずからの領地をもち、経済的な独立性が高かった。チーフがもつ権力は、臣民や土地の繁栄をつかさどるその霊力に源泉がある。チーフの霊力は神聖で侵すことのできないものであり、人びとがより所とする焼畑耕作チテメネによる食料生産の儀礼において重要な役割をもっている。祖先霊への儀礼、日々の振る舞い、チーフに対する敬意などが農耕、狩猟・採集、漁撈の食料獲得に深く関係する。新しく開墾されるチテメネは、開墾者の所有物であるとみなされており、チテメネと開墾者のあいだには霊的な結びつきが存在するとされる。

イギリスの間接統治のなかで、チーフは植民地政府と臣民とのあいだを仲介する機能を担い、小屋税や人頭税の徴収、チテメネの開墾と出作り小屋の禁止、強制労働の導入といった末端の行政・司法を担当した。臣民による反発を受けながらも、第一次世界大戦の勃発により1916年の原住民統治布告書、1936年の原住民統治機構条令が制定され、ベンバ王国はイギリス植民地統治のなかに組み込まれた。1936年にはベンバランドに王領地と原住民居留地が設立されたが、王領地に対するヨーロッパ人の入植は進まず、人びとは税金を納めるために南ローデシアや北ローデシア国内の鉱山開発の労働力となり、賃金労働に従事するようになった。植民地政府にとってベンバランドは広く未占有の状態が続き、各民族のチーフの領地であり、農業投資がなされることもなかった。

キーワード

北ローデシア 原住民統治機構 伝統的権威 チーフ 市場メカニズム 土地法

はじめに

ザンビアでは、1995年に土地法が改正され、以下の3点について、土地の権利に変化が生じている。一点目は、土地保有証明書（title deeds）の権利と土地の保有権が大幅に強化されたことである（大山 2015a）。権利証書にもとづく所有では、個人によって土地の保有が認められ、土地の売買が可能であり、固有資産の所有に対する税金の支払いが義務となっている一方で、慣習法による土地の共同保有では、地方コミュニティや住民個人に対してチーフや村長といった伝統的権威（traditional authorities）が慣習地の使用权を付与している。慣習地においては、元来、権利証書は存在せず、土地に対する税金の支払いがおこなわれないことが多く、「慣習法」が土地の使用权を規定している。ただし、アフリカの各社会にみられる「慣習法」は植民地時代の名残であり、各社会のなかで純粋に生み出されたものではなく、民族集団の独自性から表出したものではないという議論がある（Le Roy 1985）。

2点目には、ザンビア国内の土地は大統領に帰属し、自由所有権（freehold）が認められているわけではないが、99年の土地使用权と土地の売買を認めた結果、実質的には、土地の保有権が認められたと認識され、ザンビア国外の個人や企業による土地の保有に関する制限を緩和したことにある。鉱山や住宅地、工業団地の開発といった外資系企業による投資と土地用途の転換を目的とした土地取得、ザンビア人の官僚や政治家、商人、給与所得者といった国内の富裕層や政府をパートナーとしていたり、あるいは仲介者や受益者としていたりする土地取得も存在する（Hall 2011）。

3点目は、植民地時代に設定された居留地（reserve）と信託地（trust land）というカテゴリーを慣習地（customary land）としてまとめ、慣習地における従来の土地の所有や使用に関する権利が明確に認められた一方で、外国人投資家やザンビア人の富裕層が慣習地において土地保有証明書を取得することも容易となった。慣習地における土地の所有権や使用权の承認や移動については伝統的権威の役割が重要となり、伝統的権威の同意があれば、ザンビア人の都市居住者が慣習地において土地を所有することも可能となった。ザンビアには73の民族が存在し、民族社会における社会的な慣習や社会制度、伝統的権威の権限の強さなどは大きく異なる。また、各民族社会にはチーフや村長といった伝統的権威がおり、これらの伝統的権威による判断で慣習地の居住者やザンビア人の富裕者、外国人の投資家、外国企業に対する慣習地の土地配分が決まるようになった。

筆者は2010年以降、ベンバのチーフがもつ土地権利の付与と、それが現地社会に与える影響に興味をもち調査をおこなってきた。2015年12月に、ザンビア北部の主要民族であるベンバが居住するベンバランドの慣習地—チーフL領（ムピカ県）とパラ

マウント・チーフ領（カサマ県）のふたつの地域において予備調査を実施することができた。同じベンバ王国といっても、地域の状況、チーフの意向、これまでのチーフの統治の仕方により、住民による土地の使用や所有のあり方、伝統的権威による土地権利の付与が異なることが浮かび上がってきた。2015年12月現在、チーフL領では外国籍の個人や企業に対する土地権利の付与はおこなわれていないが、都市近郊の農村部において、チーフがザンビア人の都市居住者に対して独自の土地割当書（Land Allocation Form）を発行し、土地の占有を許可している。チーフL領では、都市居住者による農村の土地を取得する動きが加速すると同時に、領地内の住民もみずからが利用してきた土地の土地割当書を取得する動きがみられた。あらたに農村の土地を取得しようとする都市在住の外来者と、自分の土地を守り、確保しようとする農村内の住民、そして、これまで使用してきた土地を奪われる農村住民というザンビア人どうしの土地争議が頻発している。

一方、カサマ県のパラマウント・チーフ領においては、ムピカ県よりも人口稠密であり、長年にわたる土地使用によって、土地の不足と荒廃の問題が深刻である。これまで領内における個人のもつ土地の使用権や所有権が明確にされることなく、住民がチテメネ（*citemene*）と呼ばれる焼畑を開墾してきたが、長年にわたる開墾によって森林が減少し、チテメネによる暮らしを継続するのが難しくなっている。2015年にチーフが主催した会合に、多くの村長が参加し、各村内の土地を住民間で均一な区画に分割するよう議論している。パラマウント・チーフ領においては都市居住者が引き起こす土地問題ではなく、村内の住民間で慣習地を各個人にどのように分割するのかわからない問題が発生している。いずれの地域においても、土地の所有権や使用権に対してチーフの裁量が非常に大きいことがわかる。

このような地域社会の動向を最終報告書に執筆する予定にしているが、本稿ではその前段階として、ベンバ王国をはじめとするザンビア北部の英国による占領と統治について Meebelo (1971) を参照しながら、拙稿（大山 2015b）における北ローデシアの土地政策史と結びつけて検討する。そして、オードリー・リチャーズの民族誌（Richards 1939）から植民地統治下におけるベンバ王国の土地とチーフの権力、人びとの暮らしとの関係について論じたい。

第1節 ベンバランドの自然と人びとの暮らし

ザンビア北部には、ミオンボ林と呼ばれる乾燥疎開林が広がっている。ミオンボ林にはマメ科ジャケツイバラ亜科（*Caesalpinioideae*）のブラキステギア属、イソベルリニア属、ジュルベルナルディア属が優占する。この地域の土壌は、貧栄養土壌である。ベンバは、このミオンボ林に居住する民族であり、かつては好戦的な民族であった。ベン

バの人びとは、焼畑耕作のチテメネを営んでいる。チテメネは4年間の輪作体系をもち、1年目にシコクビエ、2年目にラッカセイとササゲ、バンバラマメ、3年目にキャッサバ、4年目にインゲンマメを収穫する。ベンバの人びとは毎年、チテメネを開墾し、これらの畑で収穫される作物を組み合わせる食生活に利用している。

ミオンボ林では焼畑の開墾だけではなく、キノコやイモムシ、野生植物の葉などの森林産物も食用に利用される。チテメネの面積は20アールから1ヘクタールであり、平均的な面積は40アールほどである。チテメネ耕作を毎年、開墾しつづけるためには、ベンバの人びとは居住地を移動させ、ときに出作り小屋 (*mitanda*) を設営することもある。そして、薄く広くミオンボ林を利用し、休閑期間を保持し、ミオンボ林の再生をうながすのである (Oyama 2005; 大山 1998, 2013)。ベンバの農村社会には自給指向性が強く存在し、同居する世帯のあいだでは食物の平均化がはかられ、平準化機構が働いて世帯間の経済的な差異を最小化する傾向性をもつ (Kakeya and Sugiyama 1985; 掛谷 1994; Kakeya et al. 2006; 掛谷 2011)。また、杉山 (2011) はベンバの村社会のなかでは、特定の人への財力や権力の集中を抑制しようとする、平準化への指向を内在化させると同時に、さまざまな可能性を保持しながら、生存の安定化をめざす指向性を指摘している。

ベンバは 20 世紀の初頭より、卓越した軍事力と活発な交易により強大な王国を形成してきた。現在でも、チティムクル(*citimukulu*)と呼ばれるパラマウント・チーフを頂点とした中央集権的な首長制度をもっている。ベンバ社会には 30 ほどのクランが存在するが、チーフはベナガンドゥ(*Benangandu*)と呼ばれるワニ・クランに属している。ムフム(*mfumu*)と呼ばれるチーフはベンバ王国には 17 人おり、その地位は母系制にしたがって継承される。チーフは男性であることが多いが、女性のチーフもいる。ベンバ社会はザンビアの多くの民族—ビサヤルンダ、ララ、ランバと同様に母系制の親族体系をもつが、周辺に居住する民族のマンブウェヤルング、タブワは父系制の親族体系をもつ (Richards 1939, 17)。イギリスの間接統治のなかでベンバ王国は行政と司法の末端をにない、ザンビアが独立したのち、現在でも、引き続き、地方の行政と司法の機能をもっている。ベンバの人びとは、世代や個人による差はあるものの、ベンバの慣習地はチーフに帰属するという考えをもつ。

ベンバの人びとは、みずからがベンバで、ベンバの一員であることに強いアイデンティティと誇りを持っている。世代や個人による違いはあるにしろ、人びとはベンバのチーフの臣民 (*umukalochalo*) であるという自覚をもつ (大山 2015a)。土地や自然資源、たとえばチテメネの開墾や燃料に必要な樹木、狩猟の対象となった野生動物、食用のキノコやイモムシ、そのほか土地から得られる産物はすべてベンバのチーフやベンバ王国の所有物であると考えられている。ローカル・チーフは領地の土地と住民を統治し、新しい村の創設や移住、村への土地の配分はチーフの許可が必要である。

住民は、チーフの許可なくして、チテメネを開墾することも、樹木を伐ることも、家を建てることも、生活することもできないとされる。チテメネの開墾やそのほかの生計活動が保証されているのは、その村びとが特定の村に属し、ミオンボ林の主である祖霊との交渉を引き受ける村長やチーフの霊力が背後にあるからだとされる（杉山2007）。

第2節 植民地期以前におけるベンバ王国の存立基盤

1. ベンバとヨーロッパ人との接触

ベンバ王国の存在が記録されるのは、19世紀のなかばに現在のザンビア北部を探検したヨーロッパ人探検家によるものが最初である。1867年、ベンバのパラマウント・チーフ、チタパンクワ（Chitapankwa）は自分の宮殿に、探検家のリビングストンを3週間にわたって滞在を許した。そのとき、ベンバのパラマウント・チーフは自分の領地に白人がふたたび到来するということを想像していなかったし、その白人がベンバ王国を統治するとは疑ってもいなかった。リビングストンは、自分とベンバのパラマウント・チーフとの関係は良好であり、パラマウント・チーフのことを「ワニの王」と敬意を払った。リビングストンの訪問した16年後に、チタパンクワは別の白人、フランス人のジロー（Giraud）の訪問を受け、ジローは立派なもてなしを受けたと記録している（Meebelo 1971, 1）。

しかし、1883年にチタパンクワが逝去すると、ヨーロッパ人がベンバ王国に歓待されることはなくなり、アフリカ中央部においてベンバは好戦的で、扱いにくい民族として認識された。ハリー・ジョンストン（Harry Johnston）はヒュー・チャールズ・マーシャル（Hugh Charles Marshall）をタンガニーカ県（Tanganyika District）の行政長官および徴税官に任命するにあたって、この任務が中央アフリカにおいてもっとも難しいものになるだろうと警告している。タンガニーカ県には、ベンバランドのほかに、ルングやタブワ、マンブウェ、ナムワンガといった民族の領地を含んでいた（図1）。ジョンストンはマーシャルに宛てた手紙のなかで、行政の中心地はタンガニーカ湖の南側に位置するアバーコン（Abercorn：現在のムバラ）にあったが、ベンバのパラマウント・チーフとすみやかに対面し、良好な関係を築くことを勧めている。マーシャルはパラマウント・チーフとの対面の機会を待つと同時に、周辺民族とは良好な関係を築いていった。ジョンストンはニアサランドからの軍隊の救援は見込めないことからベンバ王国との摩擦を避けるようにマーシャルへアドバイスを送った。

これまでのパラマウント・チーフのなかでもっとも好戦的だとされるサンパ・カバラカシャ (Sampa Kapakasha) がベンバ王国のパラマウント・チーフに即位することになり、ヨーロッパ人に対するベンバの態度は急変した。前チーフのチタパンクワはジローの訪問を受けた直後に死去し、前チーフの死はこのフランス人の呪いによってもたらされたとサンパは信じ、白人に対して敵意を明確にした。現在のベンバ社会でも、人びとの病気や不幸な死の原因については呪いや怒り、嫉妬と関係すると考えられることが多い (大山 2015a)。この前チーフの死の原因はフランス人の来訪とはなんら関係はなかったが、ヨーロッパ人にとってベンバは扱いにくい民族となった。

ベンバは 17 世紀後半から 18 世紀初頭にかけて、コンゴのコラ (Kola) あるいはブルバ (Buluba、ルバ王国) より移動し、多くの他民族と戦争を繰り返し、王国を築き上げた。ビサの領地であったチャンベシ川 (Chambeshi) の北側、つまり、現在のチンサリ県をベンバは占領し、ベンバランドに組み入れた (図 1)。ベンバは 19 世紀の後半、チタパンクワの治世にルングやマンブウェ、ナムワンガの領地の一部を侵略し、奴隷や家畜を奪った。ベンバはアラブとの交易で、銃をはじめとする物品を入手し、富を集積した結果、軍事力により領地を拡大した (Meebelo 1971, 2)。

2. 周辺民族への侵略と奴隷狩り

植民地行政官やキリスト教ミッションがベンバランドに到着した 1890 年代の初頭、周辺民族に対するベンバの支配権が確立し、ベンバ王国は周辺民族から人や資源を略奪した。ベンバは周辺民族から作物や家畜を奪うだけでなく、奴隷狩りもおこない、それらをアラブ商人に売却し、その引きかえに銃や火薬などを入手していた。ベンバランドでは、それほど豊富な農産物を生産できるわけではなかったが、マンブウェの領地から個別の農産物を略奪した。英国の植民地統治が確立してから 10 年以上が経過したのちにも、2 人の植民地行政官、ゴルドズバリー (Gouldsbury) とシェーン (Sheane) は「ベンバは鋤で耕作することを知らず、彼らにとっての交易とは周辺民族に対して戦争を仕掛けることであり、みずからが必要とする物品を他民族から略奪している」と記録している (Meebelo 1971, 3)。ベンバが他民族から略奪する主な物品とは、センガのタバコ、ビサの魚と塩、イワとナムワンガの農産物と家畜であった。このような他民族に対する略奪は、ベンバの慣習というわけではなかったが、居住する生態環境と、他民族との関係性が大きく関係していた。

北ローデシアの北部州 (Northern Province) の面積は 6 万 2880 平方マイル (16 万 2860 平方キロメートル) であり、タンガニーカ湖より南方に広がる高地にあり、東にはルワングワ川、西にはムウェル湖があり、チャンベシ川の流域を含み、南にはバングウェル湖が位置する。このベンバランドに位置するアバーコン県 (現在のムバラ県) や

イソカ県、ムポロコソ県の土壌は貧栄養のラテライトである。また、この地域における生態環境の制約は、ツエツエバエの生息地であった。ベンバランドの多くにはツエツエバエが生息し、家畜飼養には適していない。

ベンバランドはこのような厳しい環境にあり、ヨーロッパ人が入植するうえで魅力的な土地ではなかった。そのため、ヨーロッパ人の入植が進み、アフリカ人の労働力を吸収した南部州とは異なり、北部州ではアフリカ人にとって労働市場が発達することにはなかった。ヨーロッパ人による支配がはじまる直前には、ベンバは貧栄養土壌、ツエツエバエの生息という制約条件もあって、現金経済に巻き込まれることなく生計を維持してきた。その生計手段として狩猟や漁撈、野生植物の採集のほか、焼畑耕作のチテメネがもっとも重要であった。焼畑耕作のやり方には2通りあり、ナムワンガやマンブウェ、ビサの人びとのように樹木を切り倒すもの、ふたつめはチテメネと呼ばれるものであり、樹木の幹をのぼって枝打ちをする。ベンバはチテメネを開墾し、シコクビエを栽培した。

チテメネでは、さまざまな作物が栽培されるが、シコクビエがもっとも重要な作物である。センガやイワ、ナムワンガはタバコを栽培し、ビサは綿花を栽培した。ビサの人びとは綿花で布をつくり、その布は鉄や革製品とともに重要な交易品であった。ツエツエバエの生息しない地域では、家畜飼養もみられた。マンブウェやルング、ナムワンガ、ビサの人びとはウシやヤギ、ヒツジを飼養しているが、ツエツエバエの生息域であるベンバランドでは家畜飼養はまれであった。1930年代において、オードリー・リチャーズ (Richards 1939) はベンバランドにはヤギやヒツジを飼養する住民がいないことを報告している。焼畑耕作によるベンバの食料生産では十分な自給食料を得ることはむずかしく、周辺民族から作物や家畜を略奪し、自給食料をまかなった。アラブ商人との交易をつうじて、ベンバ王国は銃を入手し、周辺民族に対する侵略によって拡張していたのである。

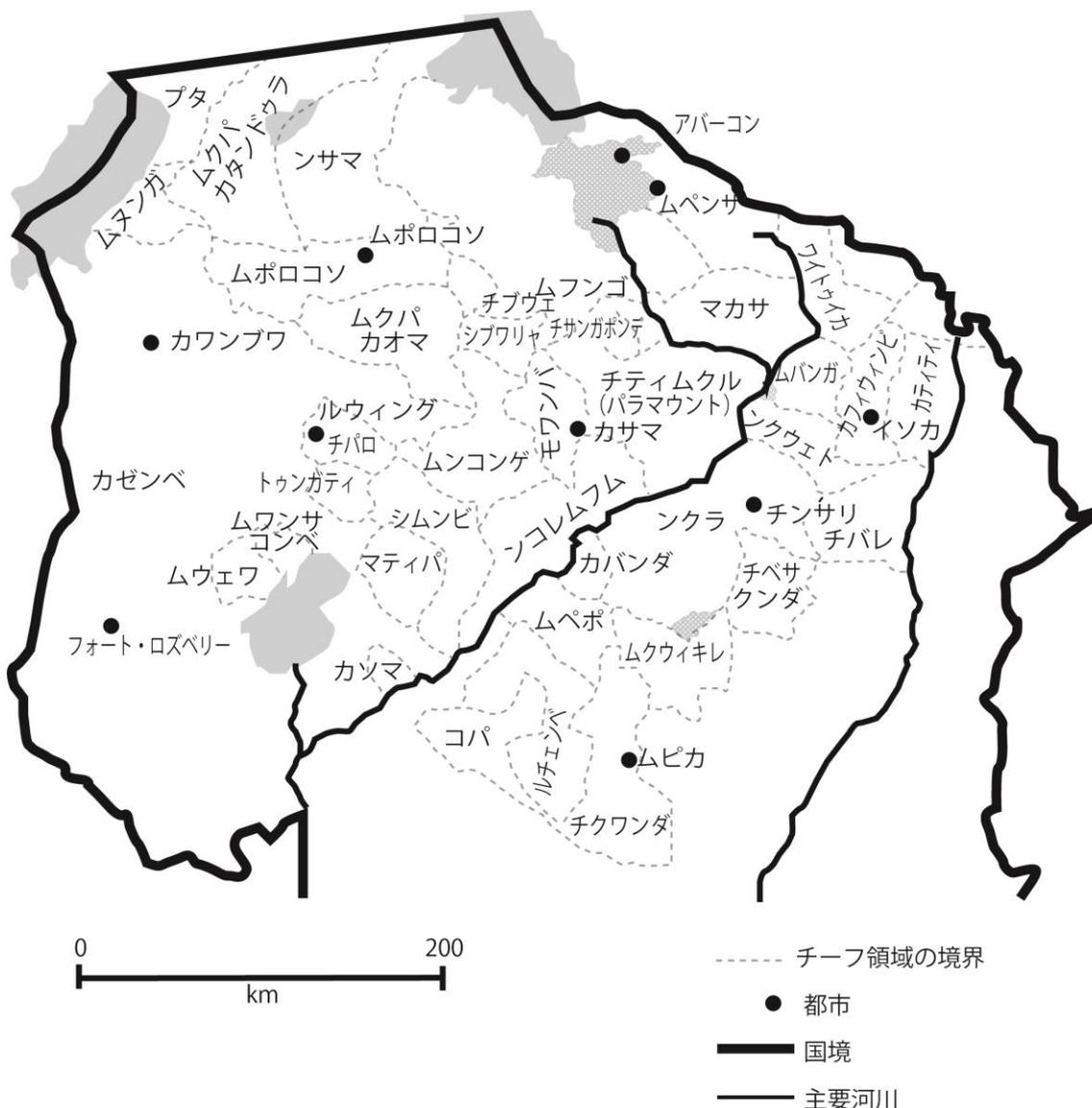
ベンバは家畜や作物だけではなく、奴隷を得るために、周辺民族への侵略をおこなった。奴隷はアラブ商人へ販売され、銃や布、ビーズなどの製品と交換された。英国による支配体制が完成する19世紀末、ベンバランドにおいてアラブ商人の交易ルートが確立された。アラブ商人との交易で入手した武器により、ベンバは他民族に対する侵略をすすめたのである。ルワングワ川上流域に居住する民族であるセンガのチーフ・チバレの領地には、交易用のテンベ (*tembe*) と呼ばれる貯蔵庫が建設され、奴隷交易の拠点となっていた。奴隷と象牙の交易はベンバ王国の存立基盤であったが、同時に、これらの交易が絶たれることはその存立基盤をゆるがすことを意味した (Meebelo 1971, 5)。西アフリカでは、奴隷交易のほかにも、金やアブラヤシ、香辛料が豊富に生産されていたが、ベンバ王国にはそのような生産物はなかった。ベンバ王国が象牙を輸出したことによって、ゾウの生息頭数は急速に減少した。

象牙交易の衰退により、ベンバ王国にとって、奴隷交易の重要性が高まった。ニアサランドのアフリカ大湖会社 (African Lakes Company) は奴隷取引を禁止し、アフリカ人の保護と地域の安定につとめた。大湖会社は 1881 年にムウェンゾとタンガニーカ湖付近にスティブソン道路 (Stevenson Road) を建設し、正式な交易ルートとしたが、ベンバのチーフは無関心であった。ロンドン・ミッショナリー協会 (London Missionary Society) は 1877 年以来、苦勞のすえ、1884 年と 1887 年にタンガニーカ湖の南側に位置するマンブウェの民族領地 2 か所に教会を建設した。1893 年には植民地行政府がアバーコンに拠点をおき、英国教会が活動を開始すると、ベンバの他民族に対する侵略と略奪、奴隷交易は自由にできなくなった。これまでのベンバによる侵略と略奪、奴隷交易によって、ビサヤルング、マンブウェの人びとは困窮し、ゴルズバリーとシェーンの報告によると、マンブウェの人びとは存亡の危機にあり、白人宣教師によるとマンブウェの土地に村は 10 か所しか存在しないと言われた。ウンガやアンボ、ナムワング、イワ、マンブウェ、ルング、タブワ、ビサなど、ベンバ以外のこれらの民族は、ベンバによる侵略や強奪、奴隷狩りを防ぐため、キリスト教会や行政官などヨーロッパ人の来訪を積極的に受け入れたのである。

3. ベンバ王国の軍隊と土地

ベンバ王国には統率された軍隊はなく、英国の軍事力に対して抵抗する力はなかった。ベンバ王国は中央集権的にみえるものの、階層化された連合体であった (Meebelo 1971, 9)。ベンバ王国の土地は、現在と同様に、パラマウント・チーフの直轄地のほかに、ローカル・チーフの領地 (*ichalo*) に区分されており、その領地は明確な境界で区切られている (図 2)。ローカル・チーフには特定の名称があり、その領地には名称がつけられている。たとえば、チーフ・モワンバ (Chief Mwamba) の領地はイトウナ (*Ituna*)、ンコレムフムの領地はミティ (*Miti*)、チーフ・ンクラの領地はイチンガ (*Ichinga*) として知られている。パラマウント・チーフのチティムクルはベンバランドすべてを統治すると同時に、みずからの領地も持っており、その領地はルベンバ (*Lubemba*) と呼ばれる。チーフの勲位には上下関係があり、勲位の低いチーフから重職のチーフ・モワンバ、チーフ・ンコレムフム、チーフ・ンクラ、チーフ・チクワンダ、チーフ・ムペポへと昇格する。この昇格には家系上の優劣が関係する。ンクウェトやチンボラ、モワバ、ムフンゴといったローカル・チーフらも、チーフのクランであるワニ・クランに属している。パラマウント・チーフはローカル・チーフよりも霊力にすぐれているとされるが、各領地におけるローカル・チーフの独立性は認められており、かならずしもパラマウント・チーフの臣下とはみなされていない。

図2 北ローデシアにおける主要なチーフ領地の分布



(出所) Meebelo (1971, 27) をもとに著者作成。

各チーフの領地は同じ農産物を生産し、その多様性には欠けており、お互いの交易は少なく、ベンバ王国のなかで各チーフは経済的に独立性が高い。各チーフがアラブ商人との交易や周辺民族に対する侵略をおこなうため、王国としての統一感はうすかった。1人のローカル・チーフが富を集積し、権力をつけることによって、パラマウント・チーフとの力が均衡することもあった。交易や他民族への侵略による国内への物の流入は、経済的よりも、政治的な重要性をもたらした。

分散的な権力構造をもつベンバ王国ではあったが、外部から敵が襲来するときには、各チーフの軍隊を結集することもあった。たとえば、チタパンクワがパラマウント・

チーフだった19世紀後半には、好戦的な民族ンゴニとの戦闘で、ベンバは軍隊を動員することができたが、その後継者であるサンパやマクンバがパラマウント・チーフだったときには他チーフの軍隊を動員することはできず、ヨーロッパ人の侵入を許した。パラマウント・チーフの権力の強さは、臣民の忠誠心や信用を集める、チーフの人柄や性格、才能などに依存するところが大きかった。すなわち、ベンバ王国の統治能力はチーフの人柄や才能に引きずられ、ときに危険な事態を引き起こすこともあった。現代のチーフがおこなう地方行政もたぶん、チーフの人柄や才能、それまでの生き方などに関係しているという特徴がある（大山 2015a）。

チタパンクワは母方オジの **Bwembya**（ブウェンビヤ）から位を奪い、なかば強引に1860年代にパラマウント・チーフに即位した。チタパンクワが在位した21年間で3万エーカーの領地を拡張し、10万人の人口を増やした。チタパンクワはチーフ・モワンバのチレシエ・カパラウラとチーフ・マカサのチペンバと協力し、周辺に住むルングやマンブウェを侵略した。パラマウント・チーフとチーフ・モワンバの協力関係により、王国は一体感をもったが、その後に相次ぐふたりのチーフの死去によって協力関係は消失し、ヨーロッパ人の侵入を許すことになった。

チパンクワの逝去後、息子のサンパ・ムレンガ・カパラカシャがチーフ・ンクラからパラマウント・チーフへと昇格した。チパンクワとはちがって、サンパは独善的な人間で、臣民のことを考えるよりも、自己の利益を追求した（Meebelo 1971, 12）。人望は薄く、サンパがパラマウント・チーフになることを望む人はいなかった。チーフ・マカサのチペンバは、サンパが即位するまえに、亡くなったチパンクワのウシや財産を奪ったため、サンパとチペンバの対立は決定的なものとなった。

サンパはパラマウント・チーフに即位したのち、王国内において、ほかのチーフとの協力関係を必要としなかったし、ヨーロッパ人を近づけることもしなかった。王国内において重要な地位のひとつであるチーフ・ンクラは空位のままであった。有力者であるチーフ・モワンバのムバンガ・チポヤともよい関係をもつことはなかった。サンパの老衰とともに、チポヤはオジであったパラマウント・チーフ、サンパの土地を占領した。ヨーロッパの侵入は進み、1895年の後半にはカヤンビ（**Kayambi**）にヨーロッパ人宣教師の教会が建設され、ベンバランドを囲むようなかたちで他民族の領地に行政拠点や教会が建設されるようになった。ヨーロッパ人によってベンバランドが攻撃される前ぶれだとサンパは案じたが、ヨーロッパ人宣教師にとってベンバランドは未知なる土地であった。ベンバ王国では、母方オジのサンパと甥のチポヤとのあいだで、血なまぐさい抗争が頻発し、1896年のサンパの逝去まで抗争は続いた。

サンパの死後、パラマウント・チーフの後継者えらびは難航し、王国の安定性は失われた。正式な後継者であるチムフウェンベ・マクンバが老齢であったため、チポヤが後継者となることが指名されたが、チポヤは正統な後継者であるオジ、マクンバが

存命であることを理由に、その指名を断った。また、チーフ・モワンバの領地であるイトゥナは、パラマウント・チーフの領地よりも広く、チポヤが気に入っていたこともその理由のひとつであった。

しかし、県行政官であったブレスフォード (Brelsford) によると、サンパの死後、チポヤはパラマウント・チーフに即位する意向を示しており、正統な後継者であったチムフウェンベ・マクンバに静観するように警告した (Meebelo 1971, 14)。チポヤがパラマウント・チーフの宮殿に移動するまえに、マクンバとチーフ・チクワンダは宮殿に入り、前パラマウント・チーフであるサンパの妻子を追放した。チポヤが宮殿に到着したときには、マクンバとチーフ・チクワンダの一団の多くを殺害し、チーフ・チクワンダはなんとかムピカにある塩を産出する湿地へと逃げ込んだ。マクンバは囚われの身となったのち、パラマウント・チーフに即位した。その当時、チャンベシ県の徴税官の補佐役を務めていたロバート・ヤング (Robert Young) によると、「チーフ・モワンバのチポヤはベンバの屈強な男であったが、白人を異様におそれていた。」ロバーツによると、チポヤはパラマウント・チーフに即位することを強く希望していたが、ライオンや蛇、ワニに人がおそわれるという希有な出来事を経験し、それらの経験は父チタパンクワがブウェンビヤの即位を退けたことに由来する呪いであると信じていた。

ロバーツやブレスフォード、ヤングが報告したとおり、チポヤはパラマウント・チーフに即位しようとしていたが、あえてパラマウント・チーフに即位しなかったのは、もしかするとヨーロッパ人の侵入と支配を目前に重責につくのを回避したためではないかとも考えられている (Meebelo 1971, 14)。結局、チポヤはチーフ・モワンバとして政治権力をにぎり、その領地を統治しつづけた。その領地はパラマウント・チーフ領よりもむしろ広いものであった。祖霊や儀礼を執り仕切り、事実、パラマウント・チーフに匹敵する力をそなえた。チポヤはパラマウント・チーフに即位することをやめ、人びとからの崇拜を集め、みずからの力を蓄えたのである。

4. ベンバランドに対するヨーロッパ人の侵入

マクンバがパラマウント・チーフに即位したのち、20年あまりのあいだ、北部州には英国の植民地支配が到来し、ベンバ王国は混乱に巻き込まれた。親族間の争いや権力抗争が激化し、チタパンクワが築いたベンバ王国の一体感は失われた。マクンバはパラマウント・チーフとなり、祖霊や儀礼を執り仕切ったが、政治権力は失墜した。ワニ・クランがチーフとなり続けたが、ヨーロッパ人の侵入にともなってベンバ王国の存立基盤は危うくなり、社会構造は不安定となった。

しかし、ベンバ王国が不安定になったにもかかわらず、北部州全体がヨーロッパ人

の支配下に入るようになったのは、もっとも有力なチーフであるチポヤが逝去した1898年のことであった (Meebelo 1971, 16)。英国による植民地支配が確立したのは、植民地行政官が赴任してから10年以上の歳月を要した。英国政府が勅令により北東ローデシアの統治を認めたのは、1900年のことであった (Gann 1963, 93)。このようなゆっくりとしたペースであったのは、ヨーロッパ列強の興味がこの地域に向かなかったことや、ロンドンやブランタイア、ケープタウンにおける大英帝国の政策と関係していた。

ジョンストンは、ベンバランドでは実際よりも資源が豊富で、人口稠密であると考えていたようであるが、中央アフリカの内部において、現在のザンビア北部一帯は英国政府にとって重要性は低かった。マタベレランドやマショナランド (現在のジンバブエ) のように鉱物資源に恵まれているわけではなく、北ザンベシア (Northern Zambesia) では感染症が多く、少なくとも1888年まで、大英帝国にとって価値のない土地であった。ポルトガルはモザンビークからアンゴラにいたるアフリカ大陸の東西をまたぐ占領をもくろんでおり、ポルトガルによって北ザンベシアは占領される可能性があった。ポルトガルは北ザンベシア領土の絶対的な権利を主張し、英国と交渉にのぞむ気配はなかった。英国はポルトガルの占領計画を知って、ポルトガルによる中央アフリカ進出を阻止することを決定した。英国教会が入植していたニアサランドへの干渉をポルトガルが中止するという同意を取り付け、英国植民地政府は積極的に南ザンベシア (Southern Zambesia) を統治する一方、南アフリカに設置していた植民地政府からの支援を受けて北ザンベシア統治に乗り出した。アフリカ大湖会社とキリスト教宣教師は、英国政府がニアサランドと北部州を統治するうえで、アラブ商人による奴隷狩りを禁止し、住民を保護するために、繰り返し、英国政府に対して支援を要請したが、1880年代まで、さしたる支援を受けることはできなかった。

北ザンベシアの英国併合は正式なものとなり、1889年にローズのイギリス南アフリカ会社 (BSAC: British South African Company) は大英帝国の特許を取得した (Gann 1958, 47; 大山 2015b)。ローズによる北東ローデシア統治に対する財政支援の申し出によって、歳出をおさえ緊縮財政をめざす植民地政府は北東ローデシアを大英帝国に組み入れることになった。1891年にはBSACは英国政府と交渉し、北東ローデシアの統治に関する契約を結ぶと同時に、ニアサランドの弁務官 (Commissioner) であるジョンストンに対して1895年まで年間、1万ポンドを支払い、警察力の提供を受けた。

しかし、BSACからの財政補助をもってしても、北ローデシアは平定されることはなかった (Meebelo 1971, 18)。マラウィ湖岸に居住する民族であるヤオは英国支配に抵抗し、周辺民族に対する奴隷狩りを続けていた。ジョンストンはこの地域を制圧し、植民地支配を軌道にのせる必要があったが、貧弱な財政にとって、この軍事コストは高すぎるものであった。ジョンストンはニアサランドの弁務官としてローズに出資を

依頼し、いま、北東ローデシア地域から撤退することは BSAC に巨額の損失をもたらすと同時に、地域の安定を脅かすことを説いた。

ニアサランドの状況については、財政不足やジョンストンの方針転換などによって、英国統治が少しずつベンバランドに入ってくるようになった。ジョンストンによる北ローデシア統治のあいだ、行政拠点が建設されたのはわずか4か所にすぎなかった。1890年にムウェル湖の北東に位置するチエンギに最初の拠点が建設されたが、翌年には閉鎖された。2か所目は1891年に開設されたカリングウイシで、3か所目はアバーコン、タンガニーカ県の行政の中心地である。タンガニーカ湖とムウェル湖の中間に位置するチョマが4か所目である。これ以外に、アフリカ大湖会社による交易拠点 (trading post) がチテンギ、アバーコン、イカワに建設され、スコットランド・ミッションの拠点がマンブウェとナムワンガの領地に建設され、北部州における英国の存在が強くなった。

ローズは植民地統治については決断と行動を急ぐのが常であったが、北東ローデシアの統治については会社の経済的な負担が重すぎるため、静観していた。ローズはジョンストンのアイデアであった喜望峰とカイロとをむすぶ大英帝国の縦断計画を受け入れ、その計画を公表していたが、南アフリカや南ローデシアとは異なって、北ローデシアには主たる鉱物資源がないため経済的な魅力に乏しく、企業による植民地統治に対して教会関係者からの反発もあり、ローズの関心は薄かった。資源が豊富で、投資の対象となった南ローデシアのマショナ・ランドやマテベレ・ランドと比較すると、北ローデシアに対するローズの経営方針はなかなか決まらなかった。これには、ウガンダで発生していた政治・宗教をめぐる問題のほか、喜望峰からカイロにいたる電信網の縦断計画には莫大な投資が必要であったことが関係している (Meebelo 1971, 20)。電信網の整備を進めるなかで、マテベレ・ランドでは地元住民の蜂起が発生し、財政状況はさらに悪化した。その結果、BSAC は北東ローデシアの直接統治を断念し、ニアサランドの弁務官ジョンストンに年間、1万5000ポンドを支払い、統治を委任することになった。

5. チーフの苦悩：ヨーロッパ人とパラマウント・チーフのどちらを選ぶか

1894年1月、デパイラット (Depaillat) とヴァン・オスト (Van Oost) はチーフ・チティカとチーフ・マカサを訪問した。ヨーロッパ人の活動はベンバランドの北部や北東部といった周縁部に限られており、その後4年にわたって同じ状況が続いた (Meebelo 1971, 45)。ベンバランドの周縁部に限られていたが、ロバート・ヤングによってミロンゴ (Mirongo) にボマ (BOMA: British Overseas Military Administration) と呼ばれる行政府が建設され、ベンバ王国とその人びとの実態が次第に明らかとなった。

現在の県庁も (District Council) も、このボマという名称で人びとから呼ばれている。

北部州における英国の植民地行政やミッションナリーの活動により、ベンバによる周辺民族への侵略や奴隷狩りは急激に減少した。しかし、ベンバランドを訪問する白人に対するベンバの敵意は強く、ベンバ王国は孤立することになった。チャンベシ県の徴税官であったジョン・ベル (John Bell) は 1896 年 1 月に、行政府や宣教師が活動を続けることによって、「ベンバ問題」は平和裏に解決するだろうと報告している。ベンバのチーフのなかには、飢饉によって苦しんでいる者、数か月まえにカロンガで発生したアラブのチーフ、ムロジ (Mulozi) の敗北と死刑の執行により、白人の軍事力を恐れている者がいて、ムロジの死刑がベンバとアラブの密接な関係に影響を与えるだろうと考えられた。

また、寡頭体制のベンバ王国において、ヨーロッパ人に対する対応について意見が分かれていた。白人を歓迎するチーフもいれば、白人がベンバ王国をつぶし、チーフを追放するのではないかと警戒するチーフ、そして白人を受け入れず、徹底抗戦を主張し、強硬論をとるチーフもあり、ベンバ王国全体を一様に扱うのではなく、上手な統治方法を検討する必要があると報告している。チーフ間の確執はこれまでも根強かったし、チーフ・マカサが白人宣教師に対して感謝の念をもちはじめたように、ベンバのチーフは英国植民地行政に沿うようになることも予想された。ベンバのチーフにとって、英国の支配下に入ることによって、自分たちの王国がどうなるのか、その予想は難しかった。無条件に降伏するのか、あるいは徹底抗戦し、独立性を保つのか——これまでのベンバ王国の権威と歴史を考えると前者は考えにくかったし、軍事力の差を考えれば、戦争に突入することはあり得ない選択肢でもあった。たとえば、ひとりのローカル・チーフ、ムバンガは決断や行動をしないという姿勢をつきとおした。彼は白人ひいきとされており、ヨーロッパ人に好意的な態度を示し、徴税官ジョン・ベルのキャンプに赴き、ベルに対してウシを贈与したという。しかし、ベルの見解によると、ムバンガが自ら進んでキャンプに来たというわけではなく、彼は思慮深い男であり、パラマウント・チーフとヨーロッパ人の両方にバランスをとっていたという。

ベンバ王国において、各チーフの指導力が問われた。ムバンガ (Mubanaga) がベルのキャンプを訪問したのち、ムバンガはチェウエ (Chewe)、カルル (Kalulu)、マカサ (Makasa)、チプクラ (Chipukula)、ンクラ (Nkula)、モワンバのチーフと会合をもち、ムロジの敗北とそれにとまなう「白人問題」を議論している。この会議はパラマウント・チーフのサンパによって呼びかけられたようであるが、ムロジの敗北を確認したうえで、白人問題にどう対処するのか議論がなされた。

ヨーロッパ人がニアサランドからベンバランドに入って来るときには、ルワングワ溪谷を通過する必要があるが、そこにはアラブが多く居住していた。そのアラブがヨー

ロッパ人の通過を許していることにベンバのチーフは疑念を持った。アラブはベンバにとって、敵なのか、味方なのか。チーフ・ンクラは周辺民族センガのチーフ・チバレ領内の村に使者を送り、アラブとの接触をもった。その使者が持ち帰った情報によると、ヨーロッパ人とアラブのあいだには友好関係が結ばれており、アラブはヨーロッパ人の通過を許していた (Meebelo 1971, 48)。

アラブはベンバと奴隷交易を続ける一方で、ヨーロッパ人の通過を黙認していたのである。ムロジの死刑は記憶に新しいが、ベンバとヨーロッパ人の軍事力のちがいは明白であり、アラブはヨーロッパ人とベンバとの対立関係について中立を保とうとしたが、英国植民地統治に対するベンバの抵抗を支援する可能性があった。ベルは、ベンバのパラマウント・チーフとチーフ・モワンバに対するアラブの支援が重要な意味をもつと危惧し、北東ローデシアの行政官 (Administrator) であるフォーブス少佐に軍事支援をもとめる書簡をおくった。この書簡には、ベンバのパラマウント・チーフとチーフ・モワンバはアラブの影響下にあり、アラブとベンバが結束すれば、ライフル10丁ほどしか持たないヨーロッパ人のコミュニティに壊滅的な被害をもたらすだろうと記されている。

ベルがブランタイアに軍事支援をもとめたのと同じ月に、ベルの軍隊はベンバランドの北東部に位置するチョウジ川において、アラブの商隊に襲撃を加え、海岸出身の男数名とルガルガ (Ruga-ruga) と呼ばれる傭兵を殺害している。ベルの軍隊では、この戦闘によって、ひとりのアフリカ人が負傷した。1896年6月には、ベルはふたたびアラブの商隊を襲撃し、50人以上の奴隷を解放した。アラブ商人の交易ルートは英国人によって掌握され、ベンバ王国に入ってくる物資の量は減少した。王国の存立基盤であった交易品が希少になるにつれ、ヨーロッパ人のもたらす物資は貴重になった。ベンバ王国にとって、アラブ商人にかかわって、白人宣教師が外部社会とつながる仲介者となった。マラウィの民族ンゴニにとってのリビングストン・ミッシヨナリーのよう、キリスト教宣教師に示すベンバの態度は急速に軟化した (Meebelo 1971, 50)。パラマウント・チーフのサンパが逝去する直前、パラマウント・チーフ、チーフ・マカサ、チーフ・モワンバという重要なチーフ3人のうち、マカサをのぞく2人のチーフは白人宣教師に好意的な態度を示し、みずからの領地における布教活動を認めた。マカサのみが警戒感をもちつづけたが、次第にみずからの領地での布教活動を認めた。チーフ・モワンバのチポヤと新しいパラマウント・チーフに即位したチムフウェンベ・マクンバはフランス宣教師に信頼を寄せるようになった。

パラマウント・チーフのサンパが逝去すると、チーフ・モワンバのチポヤがベンバ王国において、大きな権力を掌握することになった。チポヤはヨーロッパ人宣教師に、英国政府とベンバ王国とのあいだの仲裁を依頼し、戦争の回避をめざした。宣教師のデュポン (Dupont) はイカワ (Ikawa) の行政府に使者を送り、ベンバ王国と英国政府

との戦争回避を請願した結果、チーフ・モワンバに対する懲罰を撤回するという認識が示された。これと同時に、ひそかにチーフ・モワンバはチーフ・マカサとともに英国政府に対する反逆の準備を進めていたが、チーフ・マカサは軍事力のちがひ、白人に対して戦争をいどむことの現実性に疑念をもっていた。この企ては完全に捨てられることなく、マカサはふたつの考えのあいだで思い悩んだ。マカサはデュポンに対してチーフ・モワンバの攻撃から守ることを約束すると同時に、モワンバに対しては白人宣教師は敵であることを主張し、ミSSIONナリーから肉をもらった妻をむち打ちの刑に処した。チーフ・モワンバは英国に対して戦争を仕掛けるかどうか判断を下すため、ひとりの呪医に依頼し、ニワトリに毒がもられた。ニワトリが死ねば、英国に服従し、ニワトリが死ななければ白人と戦争するというものであった。毒をもらったニワトリはあわれな姿で死に、ベンバのチーフ3人はヨーロッパ人に対する戦争を諦めた。

むろん、ニワトリの占いだけによって、3人のチーフが心がわりをしたわけではなかった。多くのチーフたちが、英国に従属することを拒否しながらも、ヨーロッパ人の到来を受け入れざるを得ないと感じていた。チーフたちがみずからの領内へMISSIONナリーを招き入れることで、白人宣教師との接触による物質的な利益を期待することもできた。1896年7月にマカサの親族が亡くなったとき、チーフ・モワンバ、チーフ・チクワンダ、チーフ・チャンガラはチーフ・マカサに対して、白人宣教師を領内へ受け入れることを勧めた。この年の12月、チーフ・モワンバはカヤンビの宣教師に贈り物をおくり、その仲介によって英国とベンバ間の戦争を回避できたことに対する謝意を示した。同時に、チーフ・モワンバは友好関係を築くため、みずからの領地で布教活動に従事していたMISSION関係者、ムウエンズに滞在するアフリカ大湖会社の役人、イカワのチャンベシ県の徴税官に対しても献上品をおくった。チーフ・モワンバに対して、それぞれから返答の品がおくられたが、不幸なことに、イカワもしくはムウエンズのどちらかのヨーロッパ人がチーフ・モワンバに対してベンバ女性を献上するよう要求し、チーフの逆鱗にふれ、チーフと両者との関係は絶たれることになった(Meebelo 1971, 52)。一方、チーフ・モワンバはカヤンビの宣教師をみずからの宮殿へ招待するなど、キリスト教関係者とは良好な関係を築いた。ヨーロッパ人に対する態度について、チーフ・モワンバの決定は政治的な判断にもとづいていた。すべてのヨーロッパ人を同一とみなし、退けるのではなく、ヨーロッパ人の意図を読み取りながら峻別し、白人宣教師を受け入れることにしたのである。このことは、ベンバランドとその周辺地域におけるその後の開発のゆくえに影響する。

1896年5月にパラマウント・チーフのサンパが逝去したが、ベルはこの死によって後継者問題が発生し、チーフ間の武力衝突もあり得ると考えていた。チーフ・モワンバのムバンガ・チポヤがパラマウント・チーフに名乗りを挙げ、チーフ・ンクラのポ

ンデなどが支援者であった一方で、そのほかの候補者を擁立し、ベルに対してチーフ・モワンバに反対する立場をとるよう依頼する動きもあった。ベルは、後継者争いがベンバ王国の弱体化を引き起こし、英国植民地にするための、またとない機会ととらえた。ベルはフォーブス少佐に書簡をおくり、ひとりのチーフを擁立するので、そのチーフに対する支援を求めた。その書簡に対するフォーブスの回答は不明であるが、結局、ベルはなんの行動もとらなかった (Meebelo 1971, 53)。チーフ・モワンバが後継者になることを断念したため、フォーブスが正統な後継者と考えていたチーフ・チムフウェンベ、マクンバが 1898 年にパラマウント・チーフに即位した。ロバート・ヤングによると、チーフ・モワンバはベルに対して象牙を贈り、白人とうまくやっていく意向を示したという。

後年、チーフ・モワンバは体調をくずして、やせ細り、宣教師のデュポンに対して「わたしの病気を治療して欲しい」と嘆願している。ベンバ王国において絶大な力を誇ったチーフ・モワンバの死後 2 日目に、ロバート・ヤングはその死は植民地統治を進めるための絶好の機会となり、チーフ・モワンバ領だけではなく、大英帝国が近い将来、ベンバ王国の全域を統治することができるだろうと記録している。かつての抵抗者だったチーフや臣民は今や熱狂的なキリスト教信者となっているし、植民地政府による交易ルートの掌握によって、ベンバ王国とアラブとの交易が途絶え、王国の経済基盤が不安定になった。チーフは圧政によりみずからの臣民に対して略奪を繰り返し、チーフに対する人びとの反発を招いた。

第 3 節 BSAC による統治の確立

1. チーフの抵抗と英国による制圧

チーフ・モワンバの死後、その支援者であったチーフ・ンクラのポンデは、空位となったチーフ・モワンバの座を狙い、アバーコン県の領地は譲らないことを植民地政府に伝えた。ポンデは前チーフ・モワンバの宮殿があったマフラに駐留していたが、徴税官のアフリカ人軍隊と北ニアサランドの警察によって撤退することになった。この撤退によって、英国植民地政府はオールド・カサマ (Old Kasama) に、ベンバランドで初めてとなる行政拠点を築いた。ヤングは 30 人の警察隊とともにパラマウント・チーフ領を掌握し、ポンデに対してチーフ・モワンバのチポヤの正統な後継者がだれなのかを尋問したが、ポンデは自分が正統な後継者だと答えたのち、チーフ・モワンバ領に戻り、丘のうえに岩で囲い防御を固め、要塞を構えた。ポンデのいここにあたるチーフ・ムポロコソの反逆にそなえ、英国側も軍隊を配置した。アバーコンの徴税官であるマーシャルは威嚇のために警察隊を送り、のちに、マーシャルが派遣したウ

イリアム・ジョンストンがベンバランドを実検し、チーフ・モワンバの宮殿に到着した。チーフ・モワンバはその実検を断り、食事を提供することも拒否した。ジョンストンはチーフ・ムポロコソの宮殿においても、同じ扱いを受け、食事が提供されないばかりか、逆に献上品を持参するように要求された。

ポンデがチーフ・モワンバに着任したのち、植民地政府は1899年、抵抗しつづける2人のチーフを武力で制圧した。この制圧には、イカワの徴税官マッキノン(McKinnon)、2人の補佐官であるジョージ・リヨン(George Lyon)とジョック・ロー(Jock Law)、アバーコンの徴税官代理のアンドリュー・ロー(Andrew Law)が参加した。ポンデは敗走したが、ヤングは「もし、ポンデが防御に準備を入念にしていれば、植民地政府は制圧するのに苦労しただろう」と回想している。

ポンデが敗走したのち、アンドリュー・ローはアフリカ人の軍隊を率いて、チーフ・ムポロコソの交易拠点を攻撃した(Meebelo 1971, 70)。しかし、攻撃の開始は、ライフル80丁を保有するカルングウィシ(Kalungwisi)の徴税官、ハリングトン(H. T. Harrington)が加勢するまで待たざるをえなかった。チーフ・ムポロコソに加勢するアラブ、ナサロ・ビン・スリマン(Nasaro bin Suliman)の援軍もあり、ムポロコソと植民地政府との交戦は激しいものになり、一日つづいたが、1899年4月、チーフ・ムポロコソも制圧された。このムポロコソの制圧によって、北部州のベンバランドにおける英国の制圧は完了することになった。ベンバの抵抗は2人のチーフのみによるもので、ベンバ王国全体が協調して白人支配への抵抗を試みたものではなかった。ベンバの各チーフの対応は状況に応じた柔軟なものであったし、英国植民地政府の対応も、大規模な武力衝突を回避した入念なものであった。英国への対処については、ベンバ王国においてチーフだけの問題として限定されていたため、多くの一般の村びとたちは傍観者として関心が薄く、関与することもなかった。ベンバ王国の各チーフは離合集散する連合体であり、臣民の独立性が強いことがわかる。この一連の動きによって、ベンバランドはBSACによる会社統治下に入り、警察隊はニアサランドへ引き上げたのち、「ベンバとの戦い」で殊勲のメダルを授与されることとなった。

2. 課税と強制労働

チーフ・モワンバの逝去や反乱者であったポンデとムポロコソの敗北によって、ベンバランドは英国によって平定された。ヤングの記録によると、ベンバランドで1901年にはじめて徴税されたとき、1万4000人が納税し、何の問題も発生しなかったという(Meebelo 1971, 79)。チーフは快く思っていなかったようだが、ベンバの臣民も周辺民族も新しい統治を受け入れた。ミッション関係者が1904年に残した記録によると、ベンバのチーフが恐怖で臣民を統治し、人びとが恐怖にしばられた社会体制が崩壊し、

自由を享受できる、新しい時代となった。その記録によると、ベンバの人びとはキリストを新たな王とみなし、ビサのチーフの村で布教活動をおこなう宣教師の周囲を人びとが歓喜をもって取り囲んだ。これらヨーロッパ人行政官やミッション関係者の記録の信憑性には疑わしいところもあるが、英国統治の枠組みとキリスト教がベンバ社会に浸透していったのは事実である。

ザンビア初代大統領の父デビット・カウンダ (David Kaunda) も、1907年にチンサリで同様の記録を残しており、ベンバの人びとがキリスト教を受容しようとする態度の変化を記している。「人びとは学校を探し、神の言葉を聞くのに熱心である。チャンベシ川をわたって、人びとは宣教師の学校に行こうとしている。チンゴラ (Chingola) ミッションは、チーフ・ルチェンベ領からチーフ・チクワンダ領に移動し、前者のチーフは落胆し、迎え入れたチーフは多いに喜んだという。」

しかし、強制労働と課税が導入されたのち、それらが徹底されるようになると、英国統治に対するアフリカ人の心境は次第に、それほど単純ではなくなる。ポルトガル統治下のアンゴラやドイツ領下のタンザニアでは、1905年から1907年にかけて、アフリカ人の反乱が深刻な問題となった。また、南ローデシアにおいても、1896年から1897年にかけて、ショナの人びとが反乱を起こした。ベンバランドにおいては、このような暴力をともなう反乱は発生しなかったが、強制労働と課税の導入は社会不安を引き起こした。

19世紀末における南アフリカと南ローデシアの急速な鉱山開発は多大な労働力を必要とし、その労働力は地元住民だけでは間に合わなかった。マタベレランドの主任弁務官 (Chief Native Commissioner) の記録によると、労働力不足は深刻であり、マタベレランドの人口だけではまかないきれず、この解決策のひとつは合理的な方法で北ザンベシアから労働力を調達することであった。北ローデシアやニアサランド、そしてポルトガル領からアフリカ人労働力を調達するために、1906年にはローデシア原住民労働局 (Rhodesian Native Labour Bureau) が創設された。労働局は、アフリカ人出稼ぎ者の死亡率の低下、労働環境の改善、南ローデシアまでの長距離移動中における危険性の低減などの対策を進めた。出稼ぎによるアフリカ人の現金収入を確保するため、北東ローデシアの労働者は12か月、北西ローデシアの労働者は6か月の契約で、それぞれ3か月間までの延長が認められた。1912年までには、労働局は北ローデシアにおいて労働力を調達するためのネットワークを構築した。

賃金を支払っても、労働力が集まらない状況が続いたため、BSACは労働力の独占に努め、伝統的権威を通じて労働力の調達を進めた。北ローデシア立法評議会 (Northern Rhodesia Legislative Council) のメンバーによる誓願もあり、アフリカ人が鉱山開発、白人経営の農場や工場の労働者となるように、アフリカ人に対して税を課すことが検討された。1900年には北東ローデシアに9県が設定され、カサマ (Kasama) とムピカ

(Mpika)、ルエナ (Luena : 現在のルウィング) の3地区 (Division) を含むアウエンバ県 (Awemba District) と、アバーコンとスンプ (Sumbu)、カトウェ (Katwe)、ムポロコソの4地区を含むタンガニーカ県、フィフェ (Fife) とコカ (Koka)、ニャラ (Nyala)、ミロンゴ (Mirongo) の5地区を含む北ルワングワ県 (North Luangwa District) が導入された。これらの3県が、独立時の北部州を構成することになった。弁務官 (Native Commissioner) のもとに、各県には県長官 (District Commissioner) の職が置かれたが、ヨーロッパ人の役人の数は限られており、末端の統治はチーフや村長といった伝統的権威に頼らざるを得なかった。伝統的権威は植民地政府を代表として、人びとからの徴税や未納入者に対する逮捕などの任にあたった。BSAC の統治の原則は、チーフを介して、統治を効率的に進めることにあった。チーフを介在させる統治の背景には、英国人の役人の不足があった。

賃金労働による現金経済の導入は、アフリカ人にとってあまり受け入れられることはなく、徐々にしか進まなかった。もともと人口希薄地であり、人口密度の低さは奴隷交易が一因だと考えられている。チーフが臣民に労働を強制することはこれまでのベンバの慣習にはなじまなかった。たとえば、ムポロコソ県では、チーフは自分たちの地位は名目的なものにすぎず、村びとの独立性が高いため、村びとたちに納税を強制することはできないし、村びとたちも税の支払いに応じないと不満を述べている (Meebelo 1971, 85)。また、村びとたちにとっても、賃金労働における雇用者と労働者との関係は、かつての奴隷を想起させるものであった。チーフが労働力の調達に協力しない場合、BSAC はチーフの宮殿を焼き討ちしたり、あるいは、チーフを刑務所に収監することもあった。たとえば、BSAC はルングのチーフ・タフナを退位させ、ブランタイアの刑務所へ送還している。

1901年、北東ローデシアには小屋税 (hut tax) が導入され、大人ひとりに対して3シリングの支払いが義務づけられた。市場が発達しておらず、食料などを売って換金することはできなかったし、カヤンビの白人宣教師のもとには、人びとが税金としてニワトリを献上したという。BSAC にとってアフリカ人への課税は、地元住民の保護に対する大英帝国の財政負担にアフリカ人が貢献するとともに、アフリカ人を賃金労働に駆り立てる手段と考えられていた。南アフリカや南ローデシアだけでなく、ベルギー領のカタンガ鉱山においても労働不足が深刻となり、1906年には4,000人もの男性がカタンガ鉱山へ出稼ぎに向かった。ベンバ王国の支配下にあったマンブウェやルング、ナムワンガの社会から課税や強制労働に対する反発があらわれてきたが、それはヤングが言及したベンバ王国による抑圧からの解放という側面もあったが、植民地統治のもとで厳しく弾圧された。植民地統治においてヨーロッパ人とアフリカ人のあいだには、白人と黒人、1級市民と2級市民 (Second-class citizens) という深い溝が刻まれ、前者が後者を支配するためにチーフが利用されたのである。

3. 徴税の徹底と出作り小屋の禁止

ベンバの人びとは焼畑（チテメネ）を開墾するために、1か所の村に定住することなく、移動生活をおくった。その際、ミタンダ（mitanda）と呼ばれる出作り小屋を造成した。たとえば、ルエナ県では、4000平方マイル（1万360平方キロメートル）に1万8000人が散在して居住していた。これは1平方キロメートルあたりの人口密度は1.7人であった。また、ムピカ県でも、小屋税の導入された1901年から1904年までのあいだに人びとは森のなかに設営したミタンダへ移住し、道路沿いの村は消滅した。チテメネ開墾に必要なミタンダへの移住は、人びとが自立性の高い暮らしを希望した結果であり、同時にチーフや英国植民地政策に対する拒否反応でもあった。人びとに対するチーフの権威は失墜し、チーフや村長らが散在するミタンダすべてを訪問するのはきわめて難しかった。散在して居住する村びとを探し、徴税するような任務に従おうとしないチーフもあらわれた。BSACは伝統的権威に対する支援が必要であることを理解したが、効果的な支援策を作り出すことはできず、1906年にミタンダとチテメネ開墾の禁止に踏み切った。その考えの背景には、ミタンダの禁止により村びとの集住化を進め、効率的な統治のためにチーフの権力を強化するねらいがあった（Meebelo 1971, 105）。また、チテメネは森林を破壊する農業だというBSACの認識のもと、小屋税の徴収と農業の転換を進めるために禁止された。

突然のミタンダとチテメネの禁止は、現地社会に深刻な影響をもたらし、予想のつかない事態を招くことになった。ミタンダの禁止による集住化は、これまでの親族を中心とした暮らしから変化が迫られ、死亡率が上昇し、憎しみやのろい、呪術がはびこるようになった。北部州の各地で原住民社会に、同様の不安が広がった。ビサの領地では、チテメネとミタンダの禁止は現地住民にショックを与え、ベンバでも同様であり、BSACが無視できない事態を引き起こした。1908年にはムペポとルチェンベの両チーフを代表してチーフ・モワンバが、チーフ・チクワンダとカポコ、ルカカの3人のチーフを代表してパラマウント・チーフがムピカの県役場に使者を送り、チテメネ禁止の変更を求めた。この対応には、チーフ間の緊密な連携がみられた（Meebelo 1971, 107）。

チーフがチテメネ問題を植民地政府と交渉している一方で、村びとたちは植民地政府に対する静かな抵抗を続けた。これまで英国人の役人がベンバの村を訪問した際、イナゴの大発生で飢饉に苦しんでいたのにもかかわらず、ベンバの村びとたちは量が少ないことを詫びながら、ニワトリやシコクビエ、野生の木の実などを献上していた。しかし、チテメネの開墾や狩猟、ミタンダの設営による自由な移動の禁止、強制労働の導入により、その態度は一変する。これらの政策により、人びとの生活は困窮し、英国による植民地統治に対する反感が増し、チーフの権力も低下することになった。

ミタンダとチテメネの禁止によってベンバの農業生産は不安定となり、チーフや村長は「税金を支払い、法律を守っているにもかかわらず、食料を奪われて、妻子が飢えに苦しむ」と県役人に対して不平を言い続けた。植民地政府は、カサマ県のポンデやムピカ県のルチェンベのように、実権をもつチーフが社会の反乱分子となる危険性を指摘すると同時に、チーフをうまく介在させて統治を進める必要性に迫られた。

ベンバの人びとの反発が激しかったこともあり、植民地政府は1909年にはチテメネ開墾を許可し、大きな村も小さな村に分かれるようになった結果、ベンバの不満も消えていった。しかし、チーフは植民地政府と臣民のあいだで板挟みになった。植民地政府は統治をすすめるために、社会的にも、政治的にも、伝統的権威の組織化を図った。バングウェル湖に居住するウंगाのチーフ・ミランボの領内にこれまでヨーロッパ人が来訪することはなかったが、1908年にはじめて来訪することになった。チーフには自分の領地と臣民を統治することが求められた。チーフは自分の名前がつく土地の領地でチーフとして振るまい、植民地政府よりわずかな給金を得ようとするのであれば、植民地政府のバックアップを得て権威を強化する必要がある。植民地体制においてチーフが失った権威を回復するには、植民地政府の仲介者となり、反発する臣民を統治することが求められた。

チーフによってはベンバのチーフ・シムンビ (Shimumbi) のように BSAC に服従しようとはせず、植民地政府から警戒された者もいたし、ビサのチーフ・マティパのように植民地政府に表面上では服従の姿勢を示しながら、命じられた政策を実行しない者もいた。また、ベンバのチーフ・トゥンガティ (Tungathi) やビサのチーフ・ムロングウェ (Mulongwe) のように植民地政府のよき協力者となったチーフもいたが、そうしたチーフはむしろ少数派であった。植民地政府の要請に応じてチーフが臣民の労働力を提供するためには、臣民に労働提供を命令する必要があるが、そもそもそのような権限がチーフにはなかったのである。労働提供を臣民に強要すれば、臣民の信望を失う危険性があり、このような状況は労働力の提供だけではなく、小屋税の徴収についても同様であった。

1901年の小屋税の導入により、数百人の男性たちは現金収入を得るために村を離れた。ソールズベリー (現在のハラレ) に向かう男性は1902年には数人にすぎなかったのが、1908年には桁違いに増加したのである。男性の多くは30代から40代の壮年であり、第一次世界大戦の直前である1913年には、ムピカ県に残る男性が少なくなった結果、チテメネを開墾する労働力が不足し、ベンバ農村には飢餓が蔓延したという。ルングやマンブウェの地域でも、男性労働力が不足し、女性がマウンドを造成し、積極的に農業に従事していたという。出稼ぎに出ていた壮年男性が村へ戻り、植民地統治や伝統的権威に対する反発が生まれてきた。

出稼ぎによる現金稼得や都市での生活を経験することにより、男性たちは BSAC に

よる統治に疑問をもつと同時に、臣民に対して小屋税と強制労働を強要するチーフに敬意をもたなくなった。チーフに支払われる BSAC の給与や各種の手当は増えることはなかったし、質素な生活を続けるチーフは臣民に対する権威を維持できなかった。1910 年以降には、この傾向はさらに強まった。カサマに居住するパラマウント・チーフのポンデは、人びとがチーフに敬意を払わず、チーフの畑を耕すよう労働奉仕を促しても、臣民が応じないことを報告している。ムピカ県でも、ルウィング県でも、出稼ぎから帰ってきた男性たちが警察や役人、メッセンジャー、そしてチーフに対して敬意を示さなくなっていることから、「新人類 (New men)」として描かれている (Meebelo 1971, 124)。これは反乱の予兆とみられたが、それほど深刻な事態を引き起こすことはなかった。

第 4 節 英国政府による間接統治の導入

1. 第一次世界大戦の勃発と伝統的権威の復権

1914 年に第一次世界大戦が勃発し、ドイツ領タンガニーカと隣接するアバーコンでは多くの人びとが兵役に徴用され、おもに軍事物資の運搬に従事した。大戦中、アフリカ人の反乱が起きることはなかった。その理由として、アフリカ人にはヨーロッパ人どうしの戦争に従事しているという意識よりも、侵略者であるドイツから自分たちの母国を防衛しているという意識があったこと、そして植民地政府がチーフや臣民にみせた経済的な動機づけがあった。ライフルをつかうアフリカ人の軍人には、勝利を勝ち得たあかつきには、そのライフルを戦勝品として授与するというものであった。実際には、そのような戦勝品は、植民地政府に尽力したとされる数人のチーフや村長に 200 丁のライフルが渡されたのみであった。しかし、アフリカ人が従事した兵役は、かなりの重労働をとまなうものであった。7 万 6150 人の人口をもつアバーコン県では、課税対象の男性は 1 万 6170 人であったが、数日から 4 か月間にわたって、1 万 1390 人の男性が最前線まで食料や軍事物資を運び、6000 人の女性が物資運搬に従事し、1000 人の女性が脱穀作業や調理作業に従事した (Meebelo 1971, 135)。

第一次世界大戦の勃発により、北部州の伝統的権威はその立場を固めることになった。1916 年に BSAC は原住民統治布告書 (Administration of Natives Proclamation No.8) の導入により、チーフの責務と臣民の守るべき秩序を定めた。臣民はチーフの求めに応じて労働奉仕をおこない、植民地政府の賃金労働に従事することなど、従来にはなかった規定が盛り込まれた。この布告書により、植民地政府にかわってチーフや村長が戦時動員をすることが可能となった。

英国統治のもとで 20 年間にわたって失いつつあったチーフの権力が、第一次世界大

戦を契機として復活することになった。1924年の勅令によりBSACによる会社統治が終了した。BSACから英国植民地政府に統治が移管され、北ローデシアは英国の直轄植民地(Crown Colony)となり、その間接統治を完成させるため、チーフの権力にさらなる変化がもたらされた。1929年には立法評議会において原住民統治機構条令(Native Authority Ordinance)と原住民司法条令(Native Courts Ordinance)の議案が提出された。これらの条令によって、チーフがみずからの裁量で領地を統治し、慣習や社会制度を維持する地方自治が期待された。BSACによる直接統治のもとでは、伝統的権威は単なる道具として使われており、司法にたずさわるといっても、ごく一部の民事事件のみに限られ、多くの案件はイギリス人が取り扱った。新しい政策では原住民裁判所(Native Courts)が組織され、チーフが司法に権限をもつことで、ヨーロッパ人には理解できない知識と見方で、公正かつ包括的な裁判が期待された。しかし、伝統的権威が政治や行政、司法を分担する間接統治といっても、それらに関わる権限すべてが伝統的権威に与えられたわけではなかった。議案が通過し、発効したのは7年後の1936年のことであり、原住民統治機構の存在は無視され続けた。さらに1937年まで、原住民統治機構の財政に関する問題は取り上げられることがなく、地方自治組織としては欠陥があった。1936年には原住民統治機構条令が通過し、原住民統治機構と司法、財政の機能が認められた。財政といっても、原住民統治機構が独自に人頭税を徴収することは認められておらず、その歳入は裁判の手数料や罰金、狩猟ライセンスや自転車や犬、武器の所有にかかわるライセンス料、徴集した人頭税の10%を手数料として受け取ることくらいであった。伝統的権威が独自の財源を持たず、その財政基盤が貧弱なのは、2015年現在のベンバ社会でも同様である。1929年に提出された原住民司法条令の議案は破棄され、1936年の新条令に置き換わった。原住民司法の権限は総督(Governor)にあり、再審や棄却、差し戻しなどもヨーロッパ人の司法により強い権限があることが確認された。

2. ヨーロッパ人の入植に対するチーフと臣民の反応

1920年代には、英領中央アフリカの各地において土地委員会(land commission)が創設された。ニアサランドでは、1920年にジャクソン委員会が創立され、保護領の土地政策と原住民居留地の優位性が報告された。南ローデシアでは1925年にモリス・カーター委員会が創立され、1930年の土地割当法(Land Apportionment Act)が立法された。また、北ローデシアでは、東ルワングワ県と鉄道沿線の2か所の原住民居留地を設立する委員会がそれぞれ1924年と1926年に設立された。東ルワングワ県に設立された原住民居留地ではアフリカ人居住者の過密が問題となり、換金作物を栽培する広大なヨーロッパ人農場とのちがいが明白になった。また、鉄道沿線における原住民居留地

の計画では、アフリカ人小農が隣接するヨーロッパ人農家の競合相手となることを避けるねらいがあった。1927年にはタンガニーカ県に原住民居留地を設立するための委員会が設立され、BSACが放棄したタンガニーカ・エステートの土地をヨーロッパ人に分譲する計画が進められた。この土地はBSACがアフリカ大湖会社より入手したもので、広さは4310平方マイル（1万1160平方キロメートル）であり、アバーコン地区とイソカ地区にまたがっており、ヨーロッパ人の入植が奨励された。第一次世界大戦ののち、ヨーロッパ人は綿花とコーヒーの栽培を開始し、その成功をうけて、さらなるヨーロッパ人の入植と換金作物の栽培が奨励された。1927年には、アウェンベ県とタンガニーカ県のヨーロッパ人入植政策に対して、チーフからは強い反対意見が出された。

このような反対意見があったにもかかわらず、1929年にはタンガニーカ県における王領地および原住民居留地勅令（Crown Lands and Native Reserves (Tanganyika District) Order-in-Council）が発布され、王領地と原住民居留地が設立されることになり、アフリカ人には4年間の猶予をもって移住することが求められた。この目的は、ヨーロッパ人農場の建設により現地住民に対する雇用を生み出し、人びとの移動を管理することにあった。この計画により、アフリカ人はヨーロッパ人農場においてトレーニングを受け、就労することによって現金収入を得るだけでなく、ヨーロッパ人も農場をうまく経営することが可能となるはずであった。アフリカ人はこの現金収入により、税金を納め、家族の必需品をまかなうことができると考えられた（Meebelo 1971, 192）。

北部州では通信・運輸手段が未整備であったため、都市へのアクセスも悪く、ヨーロッパ人の土地に対する需要は低かった。第一次世界大戦後、アバーコン地区においてヨーロッパ人入植者の数は増加したが、プランテーション経営は失敗に終わった。王領地および原住民居留地勅令が発布された7年後の1936年、3万3000エーカー（133平方キロメートル）の王領地のうち、ヨーロッパ人によって耕作されていたのは500エーカー（2平方キロメートル）のみで、わずか1.5%であった。北部州における劣悪な土地条件、通信・運輸手段の未整備により、ヨーロッパ人農家の入植は進まなかった。しかも、ヨーロッパ人入植者は労働力を必要としたが、すぐさま地元の労働力を雇用できるわけでもなかった。アフリカ人住民にとって地元での就労と出稼ぎの選択肢は、賃金やそのほかの労働環境で競合関係にあり、タンガニーカ高地の住人たちは1日2ペンスの地元の仕事よりも、何百マイルを何日かけて歩いてでも、タンガニーカ領（現在のタンザニア）のサイザル農園や、カタンガやブローケン・ヒルズなどの銅鉱山へ行き、1日6ペンスの仕事に従事しようとした。

北部州の土地分割は南ローデシアとは異なり、人種や民族によってまとめられていなかった。アフリカ人に割り当てられた原住民居留地を除く土地は、ヨーロッパ人の土地ではなく、王領地であり、アフリカ人やヨーロッパ人などの人種に関係なく、土

地の売買やリースが可能であった。しかし、土地を購入できるようなアフリカ人の富裕層はいなかったし、ヨーロッパ人の入植も進まなかったことから、植民地政府にとって大部分の土地は未占有地で、各民族のチーフの領地であった。原住民居留地における人口密度の上昇と土地荒廃が進行し、マンブウェ領の第4原住民居留地では1平方マイルあたりの人口が68人（1平方キロメートルあたり26人）で、チテメネを開墾しつづけることは難しかった。ナムワンガ領の第10原住民居留地、第11ムウェニ・パンガ原住民居留地、第12カフィンビ原住民居留地も、土地荒廃が進行していた。このような過密と環境の劣化によって、1938年に人びとはイソカ県よりタンガニーカ（現在のタンザニア）へ移住した。人びとが苦境に立っていても、チーフは植民地政府に対して無力であり、無関心をつらぬくか、もしくは植民地政府と議論することを避けた。

第5節 1930年代におけるチーフの権力と土地

ベンバの首長制度ではパラマウント・チーフとともにシニア・チーフ、ローカル・チーフが存在するが、ローカル・チーフは領地のなかで独立性をもっており、パラマウント・チーフの従者ではないとされる。ベンバのチーフがもつ権力の源泉は、ベンバの臣民や土地の繁栄をつかさどるチーフの霊力を信じる臣民の心にある。亡くなったチーフの祖先霊（*umupashi* pl. *imipashi*）は神聖で侵すことはできないものであり、人びとがより所とする食料生産の儀礼において重要な役割をもっている（Richards 1939, 25）。また、亡くなったチーフの霊が森林（*mpanga*）を統治し、亡くなった村長の霊が各村の土地を守護すると考えられている（大山 2015a）。農業生産の良し悪しは、これらの霊の働きが関係していると考えられている。農業生産だけではなく、人びとの生活と深い関係をもつ狩猟や漁撈、採集の対象となる動物、魚、キノコや木の実なども祖先霊が深く関係する。祖先霊への儀礼、チーフに対する義務の遂行など、個人の日々のおこないによって、祖先霊が人びとに対して吉（*ukushyuka*）か凶（*ukushyama*）のどちらかを下すのである（Richards 1939, 234）。同様に、パラマウント・チーフが儀礼に熱心でなければ、ベンバランドを守護する霊に悪影響をおよぼし、チーフの死や疫病の発生、イナゴの大発生、ライオンの出没、干ばつ、作物の不作などの災いをまねく。そんなときに狩猟に出かけても、獲物はなく、キノコの採集に出かけても、なにも採集できないことになる。

チーフは霊力だけでなく、武力を用いて臣民を支配することもあった。武力を用いて臣民を殺害したり、あるいは奴隷にし、アラブ商人へ売却することもあった。女性の場合であれば、チーフが女性を贈与し、強制的に結婚させることもあった。毒を盛って、有罪かどうかを判定することもあり、反逆する者には、手足を切断することも

あった。ワニ・クランであるか、もしくはチーフに取り入れられなければ、ベンバ王国では高い地位につくことはできなかった。チーフは象牙や塩を独占し、土地や資源の分配はチーフぬきには不可能であった。チーフは象牙や塩、奴隷の取引を独占していたが、けっして富を集積しているわけではなく、質素な生活をおくっていた。パラマウント・チーフは1年間に60ポンドの給金を植民地政府から得ており、ローカル・チーフの場合には、それよりも少なかった (Richards 1939, 26)。

ベンバの土地は、チーフに帰属する。土地を耕作する臣民はそのチーフに対してシコクビエやインゲンマメ、ラッカセイ、酒、ニワトリ、ヤギなどを献上し、労働奉仕をおこなった。ベンバの人びとの主な食料はチテメネで生産される農産物である。そこで栽培される農産物は開墾者個人の所有物である。新しく開墾されたチテメネについては、その開墾者との霊的な結びつきがあると信じられている。1930年代にはシコクビエを収穫したのちに焼畑が放棄され、他人に畑が貸与されることもあったが、その畑の所有権 (*umuwine*) はあくまでも開墾者の男性にあった (Richards 1939, 185)。

農産物に対する権利は、作物によって異なる。チテメネは男性の所有物である一方、そこで栽培される作物に対する権利はその妻に与えられる。女性は毎日、どの食料をどれくらい調理するのか、世帯の食料をまかなう責任を負った。しかし、作物に対する妻の権利は絶対的なものではなく、婚姻関係がむすばれているときには保証されているが、離婚もしくは夫の死去によって消失することもある。とくに男性の死後、チテメネで生産される農産物は、亡くなった男性の母系親族に相続されるが、実際の相続には数ヶ月が経過し、相続にまわされる農産物が残っていないことが多い。

シコクビエの場合、チテメネの開墾者の妻が収穫作業の手伝いを求めたり、あるいはシコクビエを贈与するために他の女性を収穫作業に呼んだ場合には、問題なくその女性も収穫作業に参加することができる。しかし、その妻の許可なくして、ほかの女性がシコクビエの収穫作業に参加することは許されなかった。それは、開墾者の妻が畑でおこなっている儀礼 (*icibyalilo*) があるためである。2年目と3年目に栽培されるソルガムやトウモロコシ、ヒョウタンも個人の所有物であり、これらの作物は端境期の貴重な食料で、開墾者の世帯のみが利用できるものであった。近親者が空腹をいやすために、少量のソルガムやトウモロコシを収穫することもできる。その場合には食料を借りる (*kuashima*) と言って、作物泥棒とはみなされなかった。サツマイモやキャッサバは主食としてみなされておらず、端境期の重要な代用品としても考えていないため、開墾者の親族やその子供などの近親者に限って自由に掘り起こし、食べた。

ベンバの人びとは土地の面積を計測することはなく、その広さや生産性で土地の価値を判断するようなことはしなかった。周囲の土地には区別はなく、その土地すべては人びとの生活に必要な物資、食料や建築材、薪、薬、野生動物、魚を供給するものであった。人びとは森に関する詳細な観察をつうじて、生計活動に必要な在来知識を

蓄積している。人びとは焼畑を開墾しつづけるために、血縁や姻戚関係で結ばれた人びととともに頻繁な移動を繰り返す。その移動域は5平方マイル、つまり12平方キロメートルほどの面積であり、けっしてほかのチーフの領地へ越えることはしない。新しい土地に移住するとき、森林を居住地にするため、ベンバ流に言えば、土地を「温める」必要がある。村長が妻とともに移住し、新しい村を温めるために火をおこさなければ、そこに滞在するのは危険とみなされた。人の居住しない森林に村をつくるには、村を温める (*ukukafyo mushi*) 必要があった (Richards 1939, 238)。村の名前は村長の名前がつけられていることが多く、亡くなった村長の名前がそのまま使われ続ける。

破棄された村の跡地は *icibolya* (pl. *ifibolya*) と呼ばれ、住民たちはかつての生活に対して感慨にふける。放棄された畑のウリやインゲンマメなどを収穫し、村の跡地に植え付けられたバナナを収穫する。3年ないしは4年ほどのあいだ村の跡地に行くことはあるが、次第に草本が生え、低木が生育するようになる。チーフの居住していた跡地についても、強い関心もたれる (Richards 1939, 239)。チーフの死後、その遺体が埋葬されたのち、生前に住んでいた小屋をつぶす儀礼 (*ukutoba itembwe*) がおこなわれる。その敷地のがれきが朽ちたのち、祠 (*ulufuba*) が作られ、参拝者が世話をする。チーフの霊は森や村のなかを往来し、夕暮れどきや夜明けには臣民たちの小屋に出没する。人びとはしばしば祠を訪れ、祈りを捧げた。このような祠はベンバ社会のなかで非常に重要であり、現在のベンバ社会にも存在する (大山 2015a)。過去にチーフが居住していた跡地の存在は、強い権力をもったチーフが居住した過去を知り、土地と臣民を統治していた証でもあり、現在のチーフのもつ権威に結びつけられる。チーフは湿地の常緑林に埋葬されるが、パラマウント・チーフやチーフ・モワンバ、ンクラ、チェウエ、ンクウェトはチンサリ県のシモワルレ (*Shimwalule*) に埋葬される。

ベンバランドは、それぞれのローカル・チーフの土地 (*ichalo* pl. *ifyalo*) に区分され、政治的なまとまりをもつ (Meebelo 1971, 9)。この *ichalo* は、(1) ベンバランドの領地すべて、あるいは (2) 各チーフの領地という、ふたつの意味を内包する。パラマウント・チーフはベンバランドすべてを統治下におくが、同時に、みずからの直轄地をもつ。その領地に住む臣民はチーフへの供物を献上し、奉仕労働をおこなうとともに、チーフの物質的、そして霊力による庇護を受けている。森林 (*mpanga*) という言葉は、森林全般を意味することがあれば、村周辺の土地に限定して使われることもある。パラマウント・チーフの儀礼顧問 (*bakabilo*) は、初代パラマウント・チーフに指名された者から母系のつながりでその地位が継承されており、居住地の周辺に広がる森林を所有している。彼らは自由に移住することは許されず、その土地に対して非常に強い霊力を持ち、チーフの権力が及ばないこともある (Richards 1939, 243)。ただし、儀礼顧問が住む村以外の、一般的な村では、そのようなことはなく、隣村との関係で、使用する土地の境界が決まる。

村びとがチテメネの開墾、薪やキノコ、木の実、イモムシの採集、狩猟や漁撈をおこなうことができるのは村長、そしてチーフの許しがあるためである。たとえ、土地に対する明白な所有権を持っていたとしても、独立した個人として土地を使用することはできない。ベンバはみずからを、自分の住む地域を統治するチーフの臣民であることを強く意識し、みずからのことを *umwina* (臣民) と表現する。領地 (*icalo*) の名称を用いて、臣民であることを表現することもある。パラマウント・チーフの領地である *Lubemba* に居住するベンバであれば、*umwina Lubemba* と表現する。領地の最終的な所有者はチーフであり、チーフは「自分の領地は、自分の所有物だ」と語る (Richards 1939, 245)。人びとが農産物を生産するにしても、狩猟や漁労をするにしてもチーフの許可を必要とする。しかし、チーフは人びとに対して実際に土地を割り当てているわけではない。

チーフのもつ富は、領地の面積やそこに存在する資源ではなく、そこに居住する臣民の数であった。過去には、パラマウント・チーフは親族をチーフとして任命し、領地を与えたこともある。みずからの近親者、その多くはチーフの息子や娘、母方の甥に対して土地を与え、村の創設を許したチーフもいる。チーフはみずからの領地において村の創設と人びとの居住権を認めるだけであり、ふつう、それ以上のことには関与しない。ベンバの人びとはチーフの臣民であることをもって、土地の使用権が認められているのである。土地は食料の生産を保証するものであり、チーフが臣民による土地の使用権を認めることは、臣民の生活を保証するものでもあった。この原則は2015年現在のベンバ社会でも変化はない。

チーフが言及する「自分の領地は、すべて自分の所有物だ」という言葉には、土地だけでなく、生産される農産物や野生動物の肉、魚、ハチミツすべてがチーフの所有物だという意味が付与されている。しかし、チーフが領地を自由に処分できるというわけではなく、チーフは領内の困窮する臣民を救済することが求められており、チーフが私欲のために臣民から土地を奪うことはなかった。チーフは臣民の求めに応じて土地を貸し出すこともあった。

まとめ：現代のベンバランドにおける土地争議の理解にむけて

本稿では、ベンバがイギリス人と接触をもった1867年から、1936年のイギリス植民地政府による王領地と原住民居留地の設立にいたる、北ローデシアにおけるイギリス植民地統治の変遷とベンバ王国の動きを検討した。時代のずれはあるものの、2015年現在の土地争議を理解するうえで、重要な論点を3点、挙げておきたい。

1 点目は、ベンバ王国におけるチーフの独立性の高さである。植民地統治初期におけるベンバ王国では各チーフの独立性が高く、王国はそれらのチーフの連合体であっ

た。王国の内外で発生する問題の性質や深刻さにおうじて、各チーフの判断が異なることもあった。ベンバ王国にはパラマウント・チーフがおり、そのほかのローカル・チーフにはチーフ・モワンバ、チーフ・シコレムフム、チーフ・シクラ、チーフ・チクワンダ、チーフ・ムペポといった重職があり、チーフには勲位の高低が存在するが、各領地におけるチーフの自治は認められ、経済的にも、政治的にも、そして宗教的にも自律性が高い。好戦的な民族であるンゴニとの戦いでは、ベンバはチーフ・チティムクルのチタパンクワの指導力のもとで軍隊を結集し、応戦することもあったし、イギリスの侵攻のもとでは、王国全体が結束することはなく、イギリスに服従するチーフ、イギリスとパラマウント・チーフ双方の動向をうかがうチーフ、イギリスに激しく抵抗するチーフに分かれることになった。その結果、イギリスとベンバ王国とのあいだで大きな武力衝突はなく、イギリス統治下に入ることになった。また、原住民居留地の設置により、臣民が原住民居留地へ移住し、その内部で人口密度の上昇や土地荒廃が進んだ結果、その生活が困窮し、タンガニーカ領への人口流出が進んでも、チーフは無力であり、無関心をつらぬくこともあった。

その一方で、チテメネやミタンダの禁止が臣民の生活に多大な影響を与え、臣民の反発を招くことが予想された場合には、チーフどうしが密接な連携のもとで植民地政府に働きかけ、政策の変更をもたらし、チテメネやミタンダの禁止政策の撤回につながった。各チーフの協力関係の作り方や解決へ導く方法は、その問題の性質や深刻さに応じて変化するし、チーフの人柄や生き方、指導力、チーフどうしの人間関係にも依存する。現在、チーフの領地 (*icalo*) によって、都市の所在や人口密度の高さ、チテメネの生産基盤である森林の分布、村びとのチテメネへの依存度や現金経済の巻き込まれ方は大きく異なり、チーフ L 領とパラマウント・チーフ領では異なる土地行政の方針が採用されている。ベンバのチーフは領内の土地と臣民に対して絶大な権力をもつが、前任のチーフの逝去により新しいチーフが就任すると、これまでのチーフの行政を刷新し、状況の改善が望まれる。チーフは、チーフに就任するまでの前職や人生経験、ベンバの良識 (*umutembo*) などから照らし合わせ、地域に詳しい村びとから領域の歴史や人びとの生活状況について情報を得たうえで、地域の情勢や抱える問題を分析し、新しい統治をおこなうのである (大山 2015a)。チーフが採用する土地行政は、その地域の歴史を反映したものであり、そこにベンバの生き方がみえるのである。そうしたチーフが採用される土地行政と地域の暮らしの変遷に注目してきたいと考えている。

2点目は、土地取得に市場メカニズムを導入した国家の土地政策は、人びとの暮らし—とくに自給経済に影響を及ぼし、現金経済へ向かうよう仕向けたということである。北部州では、貧栄養土壌、ツエツエバエの生息という制約条件もあって、植民地統治初期までベンバは現金経済に巻き込まれることはなかった。ベンバの農村ではチ

テメネの開墾を中心とし、豊かな森林から建築材や薪、キノコ、木の実、イモムシを採集し、野生動物の狩猟や河川での漁撈による自給指向性の強い生活が営まれてきた。市場は発達せず、農産物を販売して換金することはできなかった。1901年に北東ローデシアで小屋税が導入された直後には、村びとたちはヨーロッパ人宣教師に、税金としてニワトリを献上したという。1936年に原住民居留地が北部州に設置され、アフリカ人の移住が進められると、原住民居留地における人口密度の上昇と土地荒廃が進み、チメネの開墾は難しくなった。人びとは原住民居留地での自給生活を断念し、南ローデシアや南アフリカ、ベルギー領コンゴ、北ローデシア国内の鉱山開発に従事するようになった。出稼ぎによる現金稼得や都市での生活を経験することにより、小屋税や強制労働を強要する伝統的権威に対して敬意を示さない「新人類」を生み出すことになった。1910年の時点で、すでに人びとがチーフに対して敬意を払わず、チーフの畑を耕すよう労働奉仕を促しても臣民が応じないことをチーフは嘆いている。所有する現金や富の多さが、敬意を示す尺度となり、現金給付の有無によって奉仕労働に従事するかどうか判断されるようになったのである。この流れのなかで、ベンバの人びとは鉱山開発の労働力として考えられており、ベンバランドではアフリカ人農業に対する投資はほとんどおこなわれなかったことを指摘しておきたい。

ザンビアでは、1991年に誕生したチルバ政権が市場経済原理を重視し、経済の自由化の路線をとり、土地の商品化の促進、土地所有権の強化、外国資本による投資の促進といった観点から土地改革を進めた（児玉谷 1999; Brown 2005; 大山 2009, 2015b; Chu 2013）。その結果、ザンビアでは、ほかの南部アフリカ諸国と同様に、市場メカニズムにもとづく土地の取得制度が急速に整備された。この流れの背景には、市場メカニズムの導入と近代的な法整備によるアフリカの貧困削減という国際的な取り組みがある。ドナー諸国は土地に対する所有権の確立が貧困を削減し、資本の蓄積を促すという議論を根拠に、市場メカニズムによる土地取得制度の確立と近代的な土地制度の成立を推進し、1995年に土地法を定めた。その結果、2015年現在、チーフL領では、給与所得者や商店主などの都市居住者がチーフより土地割当書を取得している。土地割当書の取得には、村長の同意が必要となるが、都市近郊農村の村長は彼らより金品を受け取り、希望者の土地取得を認めている。また、土地割当書の申請には、その申請を審議するCSグループに申請料400クワチャ（約50ドル）を支払う必要がある。

このグループ名のCSとは初代チーフLのチーフの名前から付けられたものであり、本稿ではその頭文字のイニシャルで表記している。CSグループの委員は6名おり、委員長(chairman)はチーフLであり、そのほか副委員長(vice chairman)、書記(secretary)、会計係(treasurer)がいる。委員はチーフの指名で選ばれ、領内に住む村の50代から60代までの男性であり、このグループが土地取得希望者から申請を受けとり、土地取得の可否を審議する。

都市居住者にとってこの 400 クワチャはたいした金額ではないが、村の住民にとっては誰もが支払える金額ではなく、支払える人と支払えない人に分かれる。村では大多数の貧乏人 (sg. *ubupina*, pl. *abapina*) と少数の富裕者 (sg. *uwawina*, pl. *abawina*) の格差が激しくなっている。富裕者は土地割当書を取得し、それにより自分の土地を確保するよう努めているが、多くの貧乏人は土地を奪われるという事態も生じている。生存基盤である土地が奪われるままに人びとは生活を続けていくのか、そして、市場メカニズムの導入によって、そのねらい通り、貧困がほんとうに削減されているのかを検証することは重要な課題である。

3 点目に、ベンバ王国の土地問題を検討するとき、ベンバの人びとは、かならず、チーフや村長といった伝統的権威のもつ霊力や亡くなったチーフの霊との関係に言及する。ベンバ社会における土地の問題では、土地の収奪や経済格差の問題とともに、人びとの土地や生活をつかさどるチーフそのものの存在が問われる。ベンバの土地は、土地法では大統領に帰属し、国家の所有であるが、同時に、ベンバ社会ではチーフに帰属する。チーフはみずからの領地において村の創設と人びとの居住権を認めるだけであって、実際には、それ以上のことには関与しない。ベンバの人びとはチーフの臣民であることをもって土地の使用権が認められており、土地は食料の生産を保證するものであり、チーフが臣民による土地の使用権を認めることは、臣民の生活を保證するものでもあった。亡くなったチーフの霊は領地内の土地と臣民の生活を保護する存在であり、*mpanga* と呼ばれる森林を統治し、亡くなった村長の霊はその村の土地を守護するのである。チテメネをはじめとする農業生産の良し悪しは、これらの霊の働きが関係していると考えられており、農業生産だけではなく、人びとの生活と深い関係をもつ狩猟や漁撈、採集の対象となる動物、魚、キノコや木の実なども祖先霊が深く関係する。チーフや村長だけではなく、チテメネの開墾には、その土地と開墾者のあいだには霊的な結びつきがあると考えられている。1930年代にはシコクビエを収穫したのちに焼畑が放棄され、他人に畑が貸与されることもあったが、その畑の所有者は開墾者であった。

チーフ L 領でも、これまでのチーフの採用した土地行政とともに、かならず、領地を守護するチーフの祖先霊の存在が取り上げられている (大山 2015a)。また、チーフの祖先霊だけではなく、チテメネと臣民個人との霊的なつながりが強調され、耕作中の焼畑だけではなく、その放棄畑に対しても明確な所有者が存在する。土地割当書の発行によって土地が外部者によって奪われた結果、村びとがその土地の所有権を主張する場合には、チテメネ放棄畑の歴史が語られる。それは、チーフの発行する土地割当書に対する村びとの抵抗であり、チーフに対する畏怖の念からはばかれるものであるが、ベンバの臣民にとってはみずからの生存をかけた闘争でもある。その根拠として、チテメネ放棄畑と開墾者との個人史のなかでのつながり、ときに故人の霊的な結

びつきが語られる。村びとが抗議をする場合、土地取得者を相手に直接、抗議をすることもあれば、あるいは土地割当書の発行を審議する CS グループに抗議が向けられる。その根拠の強さと事態の重大さにより、なんらかの原因で CS グループの委員が死亡したり、委員の死で恐怖を感じ、委員みずからがその職を辞任したりする事態が相次いでいる。土地は生産手段であり、資産価値をもつものであると同時に、チテメネを開墾するベンバの人びとにとってアイデンティティの源泉となる生存手段でもある。1995年土地法の改正によって、ベンバ王国の歴代チーフが庇護してきた土地と臣民の暮らしが、国家の土地政策によりどのように変容しようとしているのか、本研究会で多面的に検証していきたいと考えている。

参考文献

【日本語文献】

- 大山修一 1998. 「ザンビア北部・ミオンボ林帯におけるベンバの環境利用とその変容：リモートセンシングを用いた焼畑農耕地域の環境モニタリング」『熱帯生態学会誌』7(3/4): 287-303.
- 2009. 「ザンビアの農村における土地の共同保有にみる公共圏と土地法の改正」児玉由佳編『現代アフリカ農村と公共圏』アジア経済研究所 147-183.
- 2013. 「ザンビア北部におけるチテメネ耕作の環境利用と休閑期間の算出—最適休閑という概念の提示」『エクメーネ研究』2: 21-37.
- 2015a 「慣習地の庇護者か、権力の濫用者か——ザンビア 1995年土地法の土地分配におけるチーフの役割」『アジア・アフリカ地域研究』14(2) 3月 244-267.
- 2015b 「ザンビアの領土形成と土地政策の変遷」武内進一編『アフリカ土地政策史』アジア経済研究所 63-88.
- 掛谷誠 1994. 「焼畑農耕と平準化機構」大塚柳太郎編『講座 地球に生きる3 環境の社会化』雄山閣 121-145.
- 2011. 「アフリカの発展とアフリカ型農村開発への視点とアプローチ」掛谷誠・伊谷樹一編『アフリカ地域研究と農村開発』京都大学学術出版会 1-28.
- 児玉谷史朗 1999. 「ザンビアの慣習法地域における土地制度と土地問題」池野旬編『アフリカ農村像の再検討』アジア経済研究所 117-170.
- 杉山祐子 2007. 「『ミオンボ林ならどこへでも』という信念について—焼畑農耕民ベンバの移動性に関する考察」河合香吏編『生きる場の人類学—土地と自然の認識・実践』京都大学学術出版会 239-269.
- 2011. 「『ベンバ的イノベーション』に関する考察—個別多発的イノベーション

と抑制の平準化・促進の平準化」掛谷誠・伊谷樹一編『アフリカ地域研究と農村開発』京都大学学術出版会 215-246.

【外国語文献】

- Brown, Taylor. 2005. Contention, Confusion and Corruption: Market-based Land Reform in Zambia. In *Competing Jurisdictions: Settling Land Claims in Africa*, edited by S. Evers et al. Leiden and Boston: Brill, 79-102.
- Chu, Jessica, M. 2013. A Blue Revolution for Zambia?: Large-scale Irrigation Projects and Land and Water 'Grabs'. In *Handbook of Land and Water Grabs in Africa: Foreign Direct Investment and Food and Water Security*, edited by A. Tony et al. London and New York: Routledge, 207-220.
- Gann, L. H. 1963. *A History of Northern Rhodesia: Early Days to 1953*. New York: Humanities Press.
- Hall, Ruth. 2011. Land Grabbing in Southern Africa: The Many Faces of the Investor Rush, *Review of African Political Economy* 38(128): 193-214.
- Kekeya, M. and Y. Sugiyama. 1985. Citemene, Finger Millet and Bemba Culture: A Socio-Ecological Study of Slash-and-Burn Cultivation in Northern Zambia, *African Study Monographs* Supplementary Issue 4: 1-24.
- Kekeya, M., Y. Sugiyama and S. Oyama. 2006. The Citemene System, Social Leveling Mechanism, and Agrarian Changes in the Bemba Villages of Northern Zambia: An Overview of 23 Years of 'Fixed-Point' Research, *African Study Monographs* 27(1): 27-38.
- Le Roy, Etienne. 1985. The Peasant and Land Law; Issues of Integrated Rural Development in Africa by the Year 2000, *Land Reform* (1/2): 13-42.
- Meebelo, Henry, S. 1971. *Reaction to Colonialism: A Prelude to the Politics of Independence in Northern Zambia 1893-1939*. Manchester: Manchester University Press.
- Oyama, Shuichi. 2005. Ecological Knowledge of Site Selection and Tree-cutting Methods of Bemba Shifting Cultivators in Northern Zambia. *Tropics* 14(4): 309-321.
- Richards, Audrey. I. 1939. *Land, Labour and Diet in Northern Rhodesia: An Economic Study of the Bemba Tribe*. London: Oxford University Press.